

平成二十年二月一日受領
答弁第一八号

内閣衆質一六九第一八号

平成二十年二月一日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国際交流基金海外事務所の業務報告の杜撰さとそれに対する外務省の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出国際交流基金海外事務所の業務報告の杜撰さとそれに対する外務省の認識に関する質問に対する答弁書

一及び二について

独立行政法人国際交流基金（以下「基金」という。）からは、お尋ねのような事実はないとの説明を受けている。

三、四及び八について

基金において四半期ごとに報告すべきものとされている業務報告について、定期的に提出していない等の基金海外事務所があつたことに関し、基金本部から当該海外事務所に対して、指導を行ってきたと承知している。また、例えば、業務報告における在外事業実績は通常報告の一環で報告されているなど他の報告において代替されていることから、基金として業務運営の迅速化及び効率化の観点から報告内容の見直しを行い、すべての海外事務所に対して報告書の定期的な提出について指導を行ったと承知している。外務省としては、基金から、平成十七年十月以降、すべての海外事務所から定期的に業務報告が提出されていると報告を受けている。

五について

外務省は、基金から、お尋ねの報告の内容について説明を受けている。

六について

御指摘の海外事務所から基金本部に対する業務報告について、御指摘のような内容を含む報告があったものと承知している。

七について

御指摘の海外事務所を含め、定期的に提出していない等の基金海外事務所に対して、基金本部から指導を行ってきたと承知している。

九について

基金海外事務所を含む基金の組織及び業務の運営については、主務省である外務省が関連法令に従い適切に監督してまいりたい。